

令和4年度

手賀沼地区 低濃度P C B廃棄物処理業務

仕様書

関東農政局手賀沼農地防災事業所

1. 業務概要

(1) 件 名 手賀沼地区 低濃度 P C B 廃棄物処理業務

(2) 履行期限 令和 5 年 2 月 2 8 日まで

(3) 履行場所 千葉県印西市大森字六軒 3954 (手賀排水機場敷地内 PCB 保管庫)

(4) 業務概要

本業務は、手賀排水機場敷地内の PCB 保管庫で保管している特別高圧変圧器、高圧変圧器、高圧コンデンサ及びそれに付随する絶縁油等について、抜油、解体、収集、運搬、処分業務を行うものである。処分する特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物」という）の数量は別紙 1「数量表」ならびに、別紙 2「廃棄物一覧表」のとおりであり、受注者はこれを法令等に則り適正に処分する。なお、本業務には、目的である当該産業廃棄物の処分にあたり、これに必要とされる一連の作業（解体、収集運搬、処分等）を全て含むものとし、受注者の責任において適正に実施するものとする。

2. 共通事項

(1) 関係法令の遵守

1) 受注者は、次の法令、規則、基準等を遵守すること

- ①廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という）
- ②ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ③消防法
- ④労働安全衛生法
- ⑤危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則（総務省）
- ⑥処分場地域消防組合火災予防条例
- ⑦ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（環境省）
- ⑧低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省）
- ⑨微量 P C B 廃棄物の処理に関するガイドラインー 焼却処理編ー（環境省）
- ⑩微量 P C B 廃棄物の処理に関するガイドラインー 洗浄処理編ー（環境省）
- ⑪千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
- ⑫処分場各県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
- ⑬特定化学物質等障害予防規則（厚生労働省）
- ⑭ P C B 廃棄物の処理作業等における安全衛生対策要綱（厚生労働省）
- ⑮その他関係法令、規則、基準等

(2) 受注者の責任

本業務により処分する産業廃棄物については、業務完了まで法令に基づき適正に管理する責任を負うこと。

また、本業務履行中に発生した事故については、受注者が責任を負うものとする。

(3) 官公署等関係機関への手続き

本業務に必要な官公署その他に対する諸手続きは受注者が遅延なく行い、その費用は受注者の負担とする。

(4) 現場責任者

- 1) 受注者は、業務を実施するに当たって現場責任者を定め、その氏名を発注者に通知するものとする。また、現場責任者を変更したときも同様とする。
- 2) 現場責任者は、この契約に関し、業務の管理等を行うほか、請負代金額の変更、履行期間の変更、請負代金額の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3. 業務内容

(1) 一般事項

- 1) 業務の着手に先立ち、関係者による協議の上、業務実施計画書（業務工程表を含む。）を作成し、監督職員の確認を得ること。
なお、業務実施計画書の作成に当たっては、関係者とあらかじめ十分に協議を行い、次の事項を記載すること。
 - ①職務分担
 - ②抜油解体、収集運搬、処分等の各計画及び業務工程表。
 - ③安全管理体制、緊急連絡体制、その他環境省ガイドライン等に定めのある事項。
 - ④その他発注担当者が指定した事項
- 2) 本業務中の事故（労働災害を含む）に対しては、適切な予防措置を講じると共に、万一事故が発生した場合は、速やかに監督職員に報告すると同時に事後処理について協議し、その指示に従うこと。
- 3) 本業務によって、発注者又は第三者に被害損傷を与えた場合は、全て受注者の責任により解決すること。
- 4) 本業務の履行に関して、地域住民等第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちにその内容について監督職員に報告すると共に記録を整理し、監督職員に提出すること。
- 5) 本業務は、検査職員による検査の合格をもって完了とする。
- 6) その他、疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上、指示に従うこと。

(2) 個別事項

1) 事前調査等

各有害物質の危険性や事故時の対応、安全対策については、受注者において対策を講じるものとする。

2) 各工程における留意点

- ①受注者は、安全性を確保し、適切に抜油解体、収集運搬作業が行われるように、安全管理体制を構築するとともに、従事者の教育等を行う。
- ②別紙1「数量表」(1)及び別紙2「廃棄物一覧表」No. 25-001-1の機器については、抜油、

解体、収集運搬、処分業務が必要となり、別紙1「数量表」(2) , (3) 及び別紙2「廃棄物一覧表」No. 25-002、25-003、25-004、25-001-2 については、収集運搬、処分業務が必要となる。

- ③抜油解体、収集運搬作業に必要な車両及び重機などの作業機材等については全て受注者が用意すること。なお、解体場所は別紙4に示すとおりである。
- ④抜油解体、収集運搬作業に必要な作業用電源は、受注者が用意する。
- ⑤抜油解体、収集運搬作業に使用する機器が破損及び汚損した場合の補償については、発注者はその責任を負わないものとする。
- ⑥抜油解体、収集運搬作業において発生した保管倉庫、又は他の発注者所有物への損傷が発生した場合には全て受注者の責任において然るべき対応をする。
- ⑦抜油解体、収集運搬作業において発生した汚染物(ウエス、軍手等) は受注者の責任において適切に処分すること。
- ⑧抜油解体、収集運搬作業において微量PCB絶縁油の漏油が確認された場合には、漏油の拡大を防止するとともに、漏油した微量PCB絶縁油についても収集運搬を行うこと。
- ⑨抜油解体、収集運搬作業の際は、油の漏洩に備え、漏洩した油を迅速に吸着、撤去できる養生を行うこと。また、養生の際は、漏洩及び飛散した油が床や壁面などに直接付着しないように注意すること。
- ⑩抜油解体、収集運搬作業により油が付着した場合は、所定の方法に従って拭き取りを実施し、拭き取りもれの無いようにすること。
- ⑪抜油解体、収集運搬等に関連する作業は、「PCB廃棄物の処理作業等における安全対策要綱」(厚生労働省)及び「大型トランス等に係る現場解体作業について」に基づき実施すること。
- ⑫解体、収集運搬作業において、保管倉庫の屋根を取り外す場合、作業終了後には雨漏りしない程度までの原状回復を実施すること(吹き付けは不要)。また、屋根脱着の際に支障木の切断、処分をする場合は全て受注者の責任において実施すること。
- ⑬「大型トランス等に係る現場解体作業について」に記載されていない方法によって行う場合には、発注者と協議の上、承諾を得ること。
- ⑭抜油の際にはPCB絶縁油が防油堤外に漏洩しないように作業すること。
- ⑮トランスからの抜油に当たっては、PCB絶縁油への引火を未然に防止すること。
- ⑯トランス本体の外側に抜油した油が付着しないようにすること。
- ⑰解体作業を実施するに際し、微量PCB含有廃油の流出、切断作業時の切屑粉の飛散等による周辺への二次汚染を防止すること。
- ⑱受注者は、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」(環境省)で示されている、収集運搬する低濃度PCB廃棄物に適合した運搬方法を準備し使用する。抜油解体、運搬方法は、PCB廃棄物の漏洩を防止するために必要な措置が講じられているものとする。
- ⑲受注者は、廃棄物の現地での積込みを行うときは、監督職員の立会いのもと作業を実施し確認を受けること。
- ⑳処分にあたり受注者は、自社が保有する施設において適正に処分すること。
- ㉑処分後の残渣物も併せて適正に処分すること。

②履行場所には東京電力の送電線が架線されていることから、受注者は、東京電力等から送電線に係る安全保安の指導を受け、必要な対策を講じるものとする。

4. 打合せ

打合を次の段階で行うものとし現場責任者が出席するものとする。また、打合の場所は関東農政局手賀沼農地防災事業所（千葉県印西市木下東 2-4-1）とする。

（1）業務実施計画書（業務工程表を含む。）作成前

（2）業務実施日等の変更を行う時

（3）その他発注者又は、受注者が必要と認めた時

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、現場責任者は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

5. 契約変更

別紙に示した処分対象の産業廃棄物数量については、抜油解体に伴い発生するゴム手袋、ウエス等その他 P C B 汚染物等一式を含むものであり、実重量、実油量単位での変更は行わないものとする。

ただし、以下の場合には契約変更の対象とする。

（1）官公署等関係機関との調整により、別紙 4 に示す解体場所に変更が生じた場合。

（2）官公署等関係機関との調整により、特別な安全対策を講じる必要が生じた場合。

6. 成果物

（1）提出する成果物

1）業務終了報告書（市販のファイル綴じで可） 2 部

①最終的な処分内容（廃棄物名称、数量、処理日、処分方法等）

②工程毎に業務実施計画書の達成状況等がわかる写真

③マニフェスト

④業務打合せ記録簿

⑤再委託を行った場合、再委託業者との契約書(写し)

2）1）の内容を記録した電子媒体 2 部

（2）提出先

関東農政局手賀沼農地防災事業所

7. 仕様書の適用、疑義

業務実施に当たっては、法令及び本業務仕様書に基づくものとするが、本業務仕様書の内容に疑義が生じたときまたは定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

8. その他

業務に必要な平面図等は別紙 3 及び別紙 4 にて確認するものとする。

別紙 1

【 数 量 表 】

処分対象の産業廃棄物

対象となる機器（種類）

（１）機器（種類）名 特別高圧 高圧トランス

製造者名 富士電機製造（株）

製造年月日 １９７６年９月

型式 AQ14500T1-1

数量 １台

以下参考諸元

① 重量（油込み） 20,500kg

② 容量 4000KVA

③ PCB濃度 2.8mg／kg

（２）機器（種類）名 特別高圧 高圧トランス ブッシング

製造者名 （１）に同じ

製造年月日 —

製造番号 —

型式 —

数量 ３台

以下参考諸元

① 重量 500kg／１台

（３）機器（種類）名 絶縁油

製造者名 —

製造年月日 —

製造番号 —

型式 —

数量 7,470kg ※（１）に含む。

詳細は「別紙２「廃棄物一覧表」」に記載。

別紙 2
廃棄物一覧表

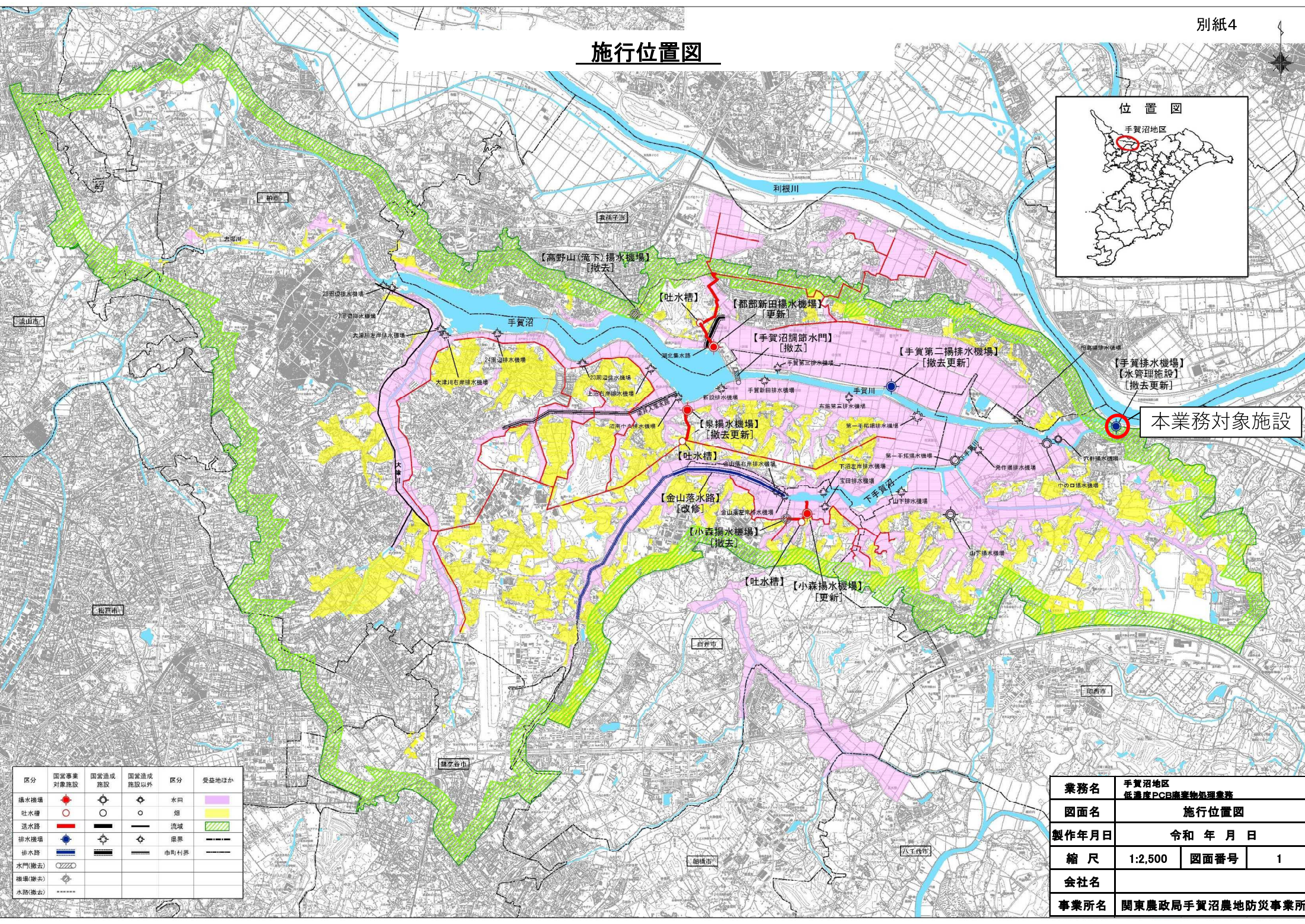
No.	種 類 / 名 称	製造者名	型 式	製造番号	出力等	製造年月日	PCB濃度区分	保管状況	重 量	
機 器										
25-001-1	(写真No.3)微量PCB汚染廃電気機器等(特別高圧トランス) 管理番号 25-001  	特別高圧 高圧トランス	富士電機製造 (株)	AQ14500T1-1		4000kVA	1976. 9	低濃度 (2.8mg/kg)	裸	20500kg (うち、7.470kgは 本体絶縁油)
25-002	(写真No.4)微量PCB汚染廃電気機器等(高圧トランス) 管理番号 25-002  	25-001-1のブッ シング							木箱	500kg

絶縁油、洗浄液、その他												
25-001-2					本体絶縁油 (特別高圧 高圧トランス)					低濃度 (2.8mg/kg)	特別高圧 高圧トランス内 に含まれる。	7.470kg

別紙 3

手賀沼地区低濃度 P C B 廃棄物処理業務			
図面目録			
図面番号	図面の名称	図面枚数	備 考
1	施工位置図	1	
2	手賀排水機場内平面図	1	
3	PCB保管庫 配置図	1	
4	PCB保管庫 立面図・平面図	1	
計		4	

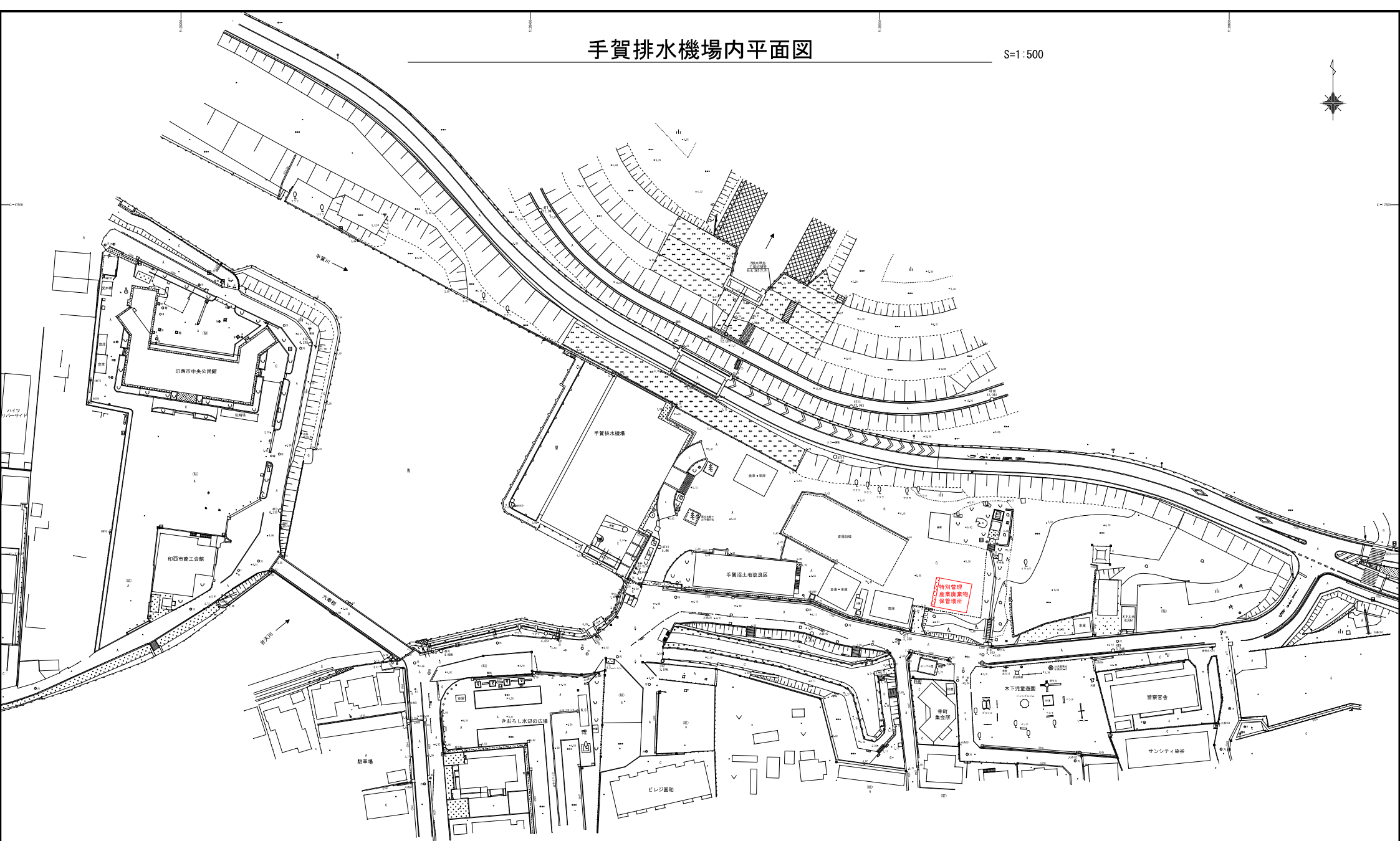
施行位置図



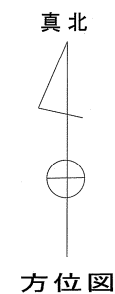
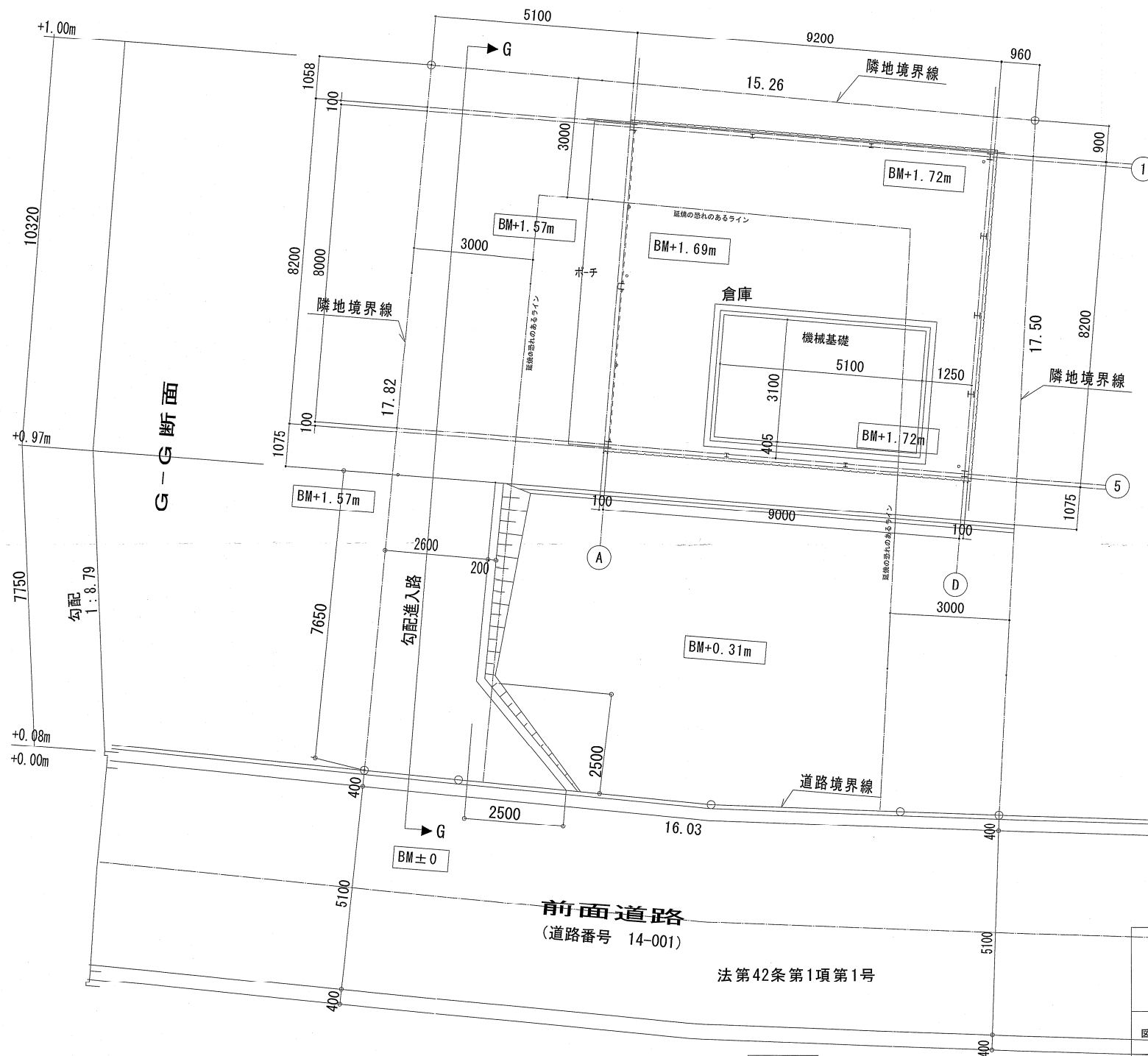
区分	国家事業 対象施設	国家造成 施設	国家造成 施設以外	区分	受益地ほか
揚水機場	●	○	○	水田	■
吐水槽	○	○	○	畑	■
送水路	—	—	—	流域	■
排水機場	●	○	○	県界	—
排水路	—	—	—	市町村界	—
水門(撤去)	○	○	○		
機場(撤去)	○	○	○		
水路(撤去)	—	—	—		

業務名	手賀沼地区 低濃度PCB廃棄物処理業務		
図面名	施行位置図		
製作年月日	令和 年 月 日		
縮尺	1:2,500	図面番号	1
会社名			
事業所名	関東農政局手賀沼農地防災事業所		

S=1 : 500



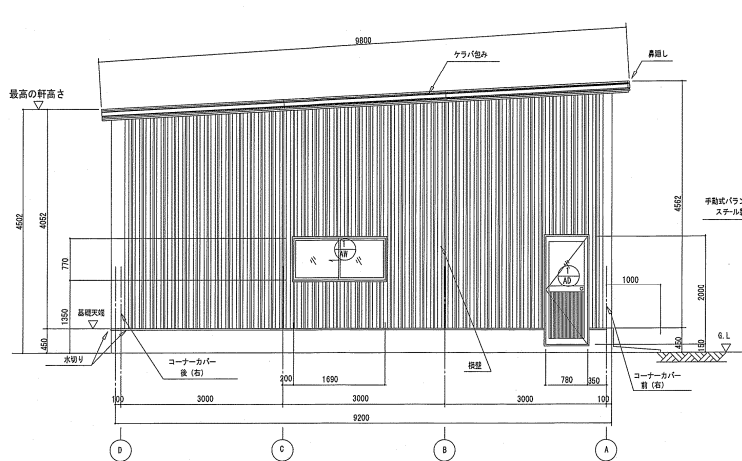
業務名	手賀沼地区 低濃度PCB廃棄物処理業務		
図面名	手賀排水機場内平面図		
作成年月日	令和 年 月 日		
縮 尺	S=1:500	図面番号	2
会社名			
事務所名	関東農政局手賀沼地区防災事業所		



配置図

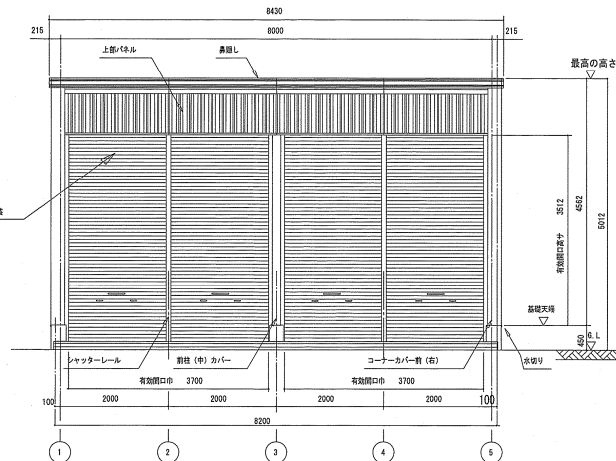
S3判 : 1/100
S1判 : 1/50

工事名	手賀沼 手賀排水機場部品用倉庫新築工事		
	図面名称	配置図	図面番号
事業所名	千葉県東葛飾農業事務所		



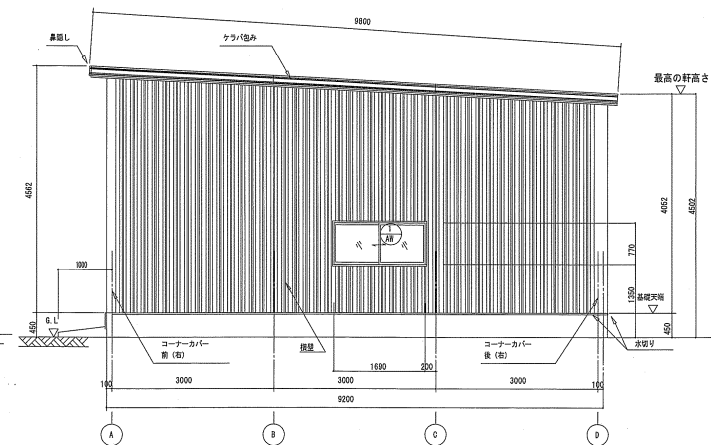
側面立面図

S3判 :1/100
S1判 :1/50



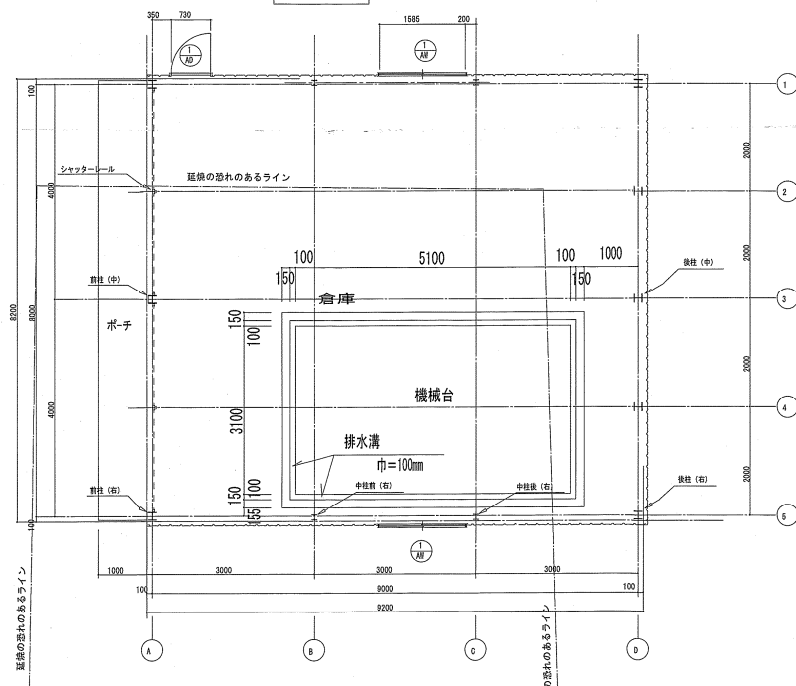
正面立面図

S3判 :1/100
S1判 :1/50



側面立面図

S3判 :1/100
S1判 :1/50



平面図

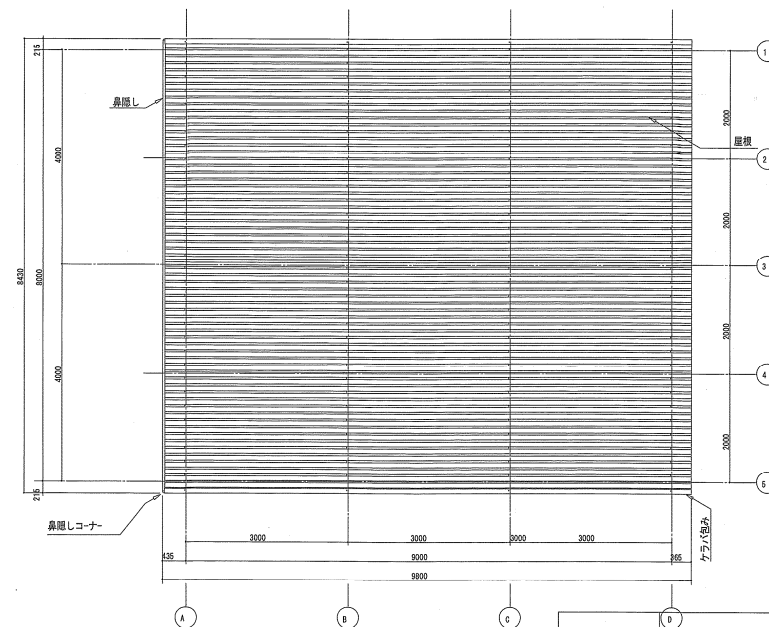
S3判 :1/100
S1判 :1/50

建具詳細表

符号	材料・形式	寸法	ヶ所	金物・ガラス
	カラーアルミ製複層型開きドア	W730×H2005	1ヶ所	ロック錠付横玉・ドアークローザー・付属金物・腰パネルt3mm・上部網入型ガラスt6.8mm
	カラーアルミ製引違いガラス部	W1585×H755	2ヶ所	クレセント・付属金物・型ガラスt4mm

屋根伏図

S3判 :1/100
S1判 :1/50



工事名 手賀沼
手賀排水機場部品用倉庫新築工事

図面名称 立面図
平面図
屋根伏図

図面番号

5

事業所名 千葉県東葛飾農業事務所